

別表十二（十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で鉄道事業法第3条第1項（免許）に規定する鉄道事業又は軌道法第1条第1項（軌道法の適用対象）に規定する軌道を敷設して行う運輸事業を営むものが、昭和61年改正措置法附則第15条第5項（特定鉄道工事償却準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「益金算入額の内訳」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「特定鉄道設備の供用事業年度」には、当期首現在の特定鉄道工事償却準備金の金額のうち、その積立が最も古い事業年度から順次記載します。
 - (2) 「左に係る準備金の積立額のうち損金算入額14」には、供用事業年度において積み立てた準備金額で損金の額に算入された金額を記載します。
 - (3) 「期首現在の準備金額15」には、前期分のこの明細書の「翌期繰越額18」の金額を事業年度ごとに記載します。
 - (4) 「当期益金算入額」の「7年間均等取崩しによる場合16」には、供用事業年度ごとに、次により記載します。
 - イ 「 $(14) \times \frac{1}{84}$ 」の分子には、当期の月数（1月未満の端数は、切り上げます。）を記載します。
 - ロ 供用事業年度ごとに計算された益金算入額が期首現在の準備金額（目的外取崩しがある場合には、その取崩額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首現在の準備金額を記載します。
 - (5) 「当期益金算入額」の「(16)以外の場合17」には、法人が解散した場合、準備金を目的外に取り崩した場合等に、これらの事由により取り崩すべき金額を最も古い積立事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したもものとして順次記載します。